

名古屋大学大学文書資料室専門委員会内規

(趣旨)

第1条 名古屋大学大学文書資料室規程（平成25年度規程第46号）第7条の規定に基づく名古屋大学大学文書資料室（以下「資料室」という。）に置く専門委員会に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(専門委員会)

第2条 資料室に、次の表のとおり、専門委員会を置く。

名称	審議事項
将来構想専門委員会	資料室の将来構想に関すること。
大学史編纂・資料収集専門委員会	大学史の編纂及び学内・学外からの資料収集の在り方に関すること。
紀要編集専門委員会	「名古屋大学大学文書資料室紀要」の編集に関すること。
資料公開専門委員会	特定歴史公文書等の公開・非公開及び異議申立てに関すること。

(組織)

第3条 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 歴史公文書部門長又は歴史資料・大学史編纂部門長のうち資料室長が指名した者
 - 二 情報文化学部，研究科，附置研究所，附属図書館，博物館及び総合保健体育科学センターの教授，准教授又は講師のうちから若干名
 - 三 資料室員
 - 四 その他名古屋大学の大学教員で専門委員会が必要と認めた者
- 2 前項第2号及び第4号の委員は、資料室長が任命する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 専門委員会に、委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(定足数)

第6条 専門委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

(意見の聴取)

第7条 専門委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、専門委員会の議を経て、資料室長が定める。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。